

アスベスト対策のしおり

平成20年4月1日
栃木県アスベスト対策連絡会議

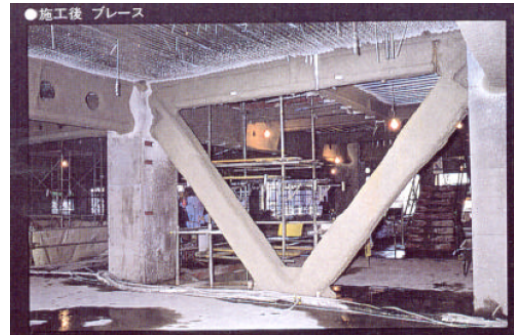
アスベスト（石綿）が使用されている建築物又は工作物を解体する際には、周辺環境への汚染防止及び労働者の健康保護の観点から、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）に基づき、事前調査、届出、飛散防止措置、適正処理等の措置が義務付けられています。

1 石綿（アスベスト）とは

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「いしわた」「せきめん」と呼ばれており、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、アクチノライト及びトリモライトの6種類があります。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。その後も、安価な工業材料でしたのでスレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散予防等が図られています。

2 なぜ危険？

石綿（アスベスト）は、丈夫で変化しにくいので、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫（悪性の腫瘍）などの病気を引き起こすおそれがあります。目に見えないくらい細い繊維のために、気づかないうちに吸い込んでしまう可能性があります。



耐火被覆（梁、柱）

3 どこに使用されている？

石綿（アスベスト）は、様々な用途に使用されてきましたが、特に建材に多く使われてきました。昭和30年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨骨材化に伴い、飛散性の高い吹付け石綿（アスベスト）は鉄骨構造物などの軽量耐火被覆材として昭和55年頃まで使用されてきました。

今後、吹付け石綿（アスベスト）を使用した建築物の解体が増加することが見込まれます。



吸音・断熱（機械室、壁・天井）

建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁 内壁材	スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パルプセメント板
天井／床 吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井結露防止剤	屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材
床材	ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天 外装材	窯業系サイディング、スラグせっこう板、押出成型セメント板 スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆材 けい酸カルシウム板第二種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

4 石綿等が使用されている場合には？

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや、天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹付けアスベストは、比較的規模の大きい鉄骨造の建築物の耐火被覆として使用されている場合がほとんどであり、戸建て住宅では、通常、使用されていませんが、マンション等では、駐車場などに使用されている可能性があります。

石綿障害予防規則において、吹付けられたアスベストが劣化等により粉じんを飛散させ、労働者とその粉じんに暴露するおそれがあるときは、除去、特殊な塗料を塗ること等による封じ込め、シートや板等でおおう囲い込み等の措置を講じなければならないこととされています。

5 アスベストによる環境汚染防止対策

【解体等の作業における主な作業手順】

ア 作業場を隔離し、前室を設置するとともに、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を設置します。ただし、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材を原型のまま取り外す場合などは、床面等必要な部分への養生により行うことができます。

イ 除去する吹付け石綿等を薬液等により湿潤化します。除去後も、除去部分へ薬液等を散布します。

ウ 作業場を隔離した場合、室内を負圧に保ち、集じん・排気装置を使用して排気します。

エ 吹付け石綿の除去等の作業においては、敷地境界などにおいてアスベスト濃度を測定します。

オ 作業場内のアスベストを除いた後、十分な換気をし、隔離又は養生を解きます。

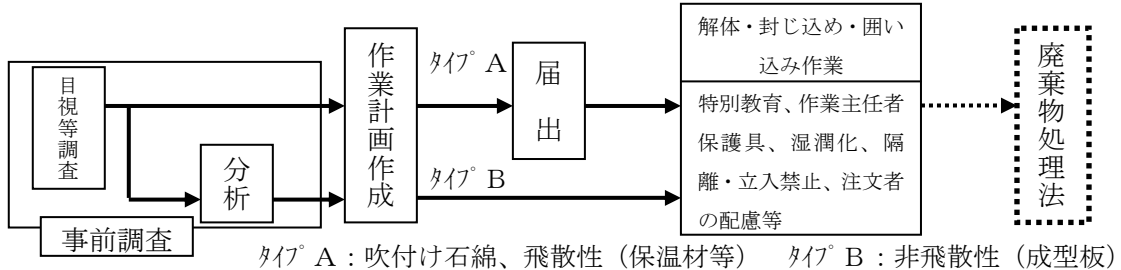
※ いずれの場合も、廃棄物の処理にあたっては廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります。

6 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等に係る法規制

(1) 以下の法規により規制されています。詳細については関係機関にお問い合わせください。

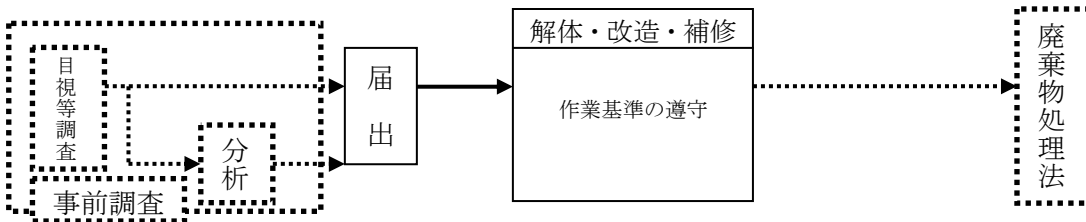
1. 労働安全衛生法・石綿障害予防規則

- すべての建築物又は工作物の解体、破砕等
- 石綿を0.1%を超えて含有するものを規制の対象とする



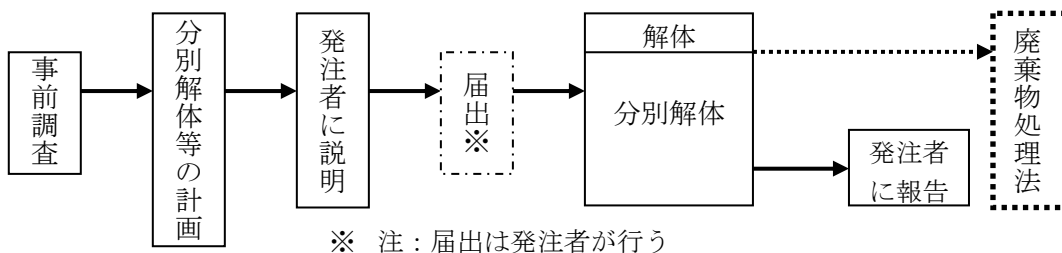
2. 大気汚染防止法

- 特定建築材料※が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造又は補修する作業
- ※ 吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材のうち石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が0.1%を超えて含まれているもの



3. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

- 床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- 床面積の合計が500m²以上の建築物の新築・増築工事
- 建築物の修繕・模様替（リフォーム）で請負金額が1億円以上の工事
- 建築物以外のものに関わる解体・新築工事（土木工事など）で請負金額が500万円以上の工事



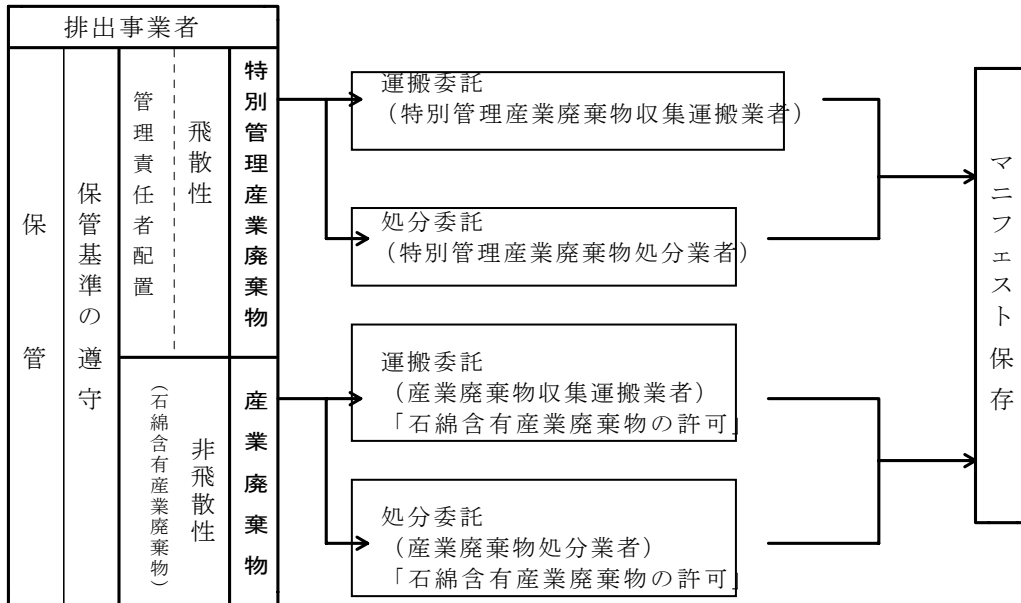
4. 建築基準法

【主な改正内容】

- 飛散することにより著しく衛生上有害な物質として石綿を定め、石綿の飛散のおそれのある建築材料の使用を規制
(規制対象：吹付け石綿及び石綿含有（0.1%超）吹付けロックウール)
- 工作物についても、石綿に関して建築物同様の規制を追加

- 増改築時に、原則石綿の除去を義務づけ（増改築面積が 1/2 以下の場合、封じ込めや囲い込みの措置を許容）
- 封じ込めや囲い込みの措置の基準を規定

5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

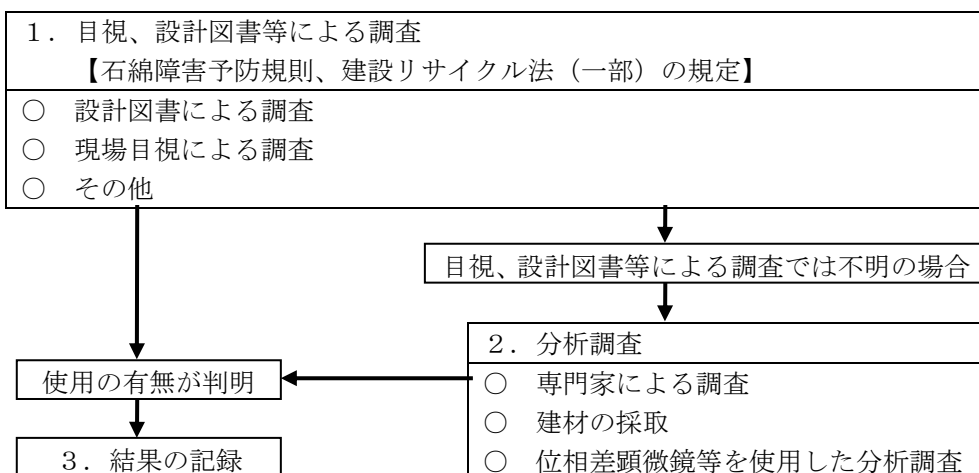


※「石綿含有一般廃棄物」についても、一部を除き上記に準じた処理基準が適用されます。

- (2) 石綿障害予防規則では、すべての建築物等の解体等の作業を行う場合には、事前調査を義務づけており、石綿等の有無を確認する必要があります。

石綿等の使用の有無を確認することは、解体工事従業労働者の石綿による健康被害の発生を防止する上で、確認しなくてはならない事項であり、その結果によって、各法令による届出や遵守規定等が該当します。

【事前調査方法】



【該当法規】

解体等の対象		関係法規	備考
①	石綿等が吹付けられた建築物等	耐火建築物又は準耐火建築物	規模要件を設けている法規有り
		その他	
②	石綿が張り付けられた建築物等 (粉じんを著しく飛散するおそれがあるもの)	石綿障害予防規則 大気汚染防止法 (建設リサイクル法) 廃棄物処理法	石綿等の有無にかかわらず、建設リサイクル法による分別は必要
③	①、②以外の建築物	石綿障害予防規則 (建設リサイクル法) 廃棄物処理法	

(②は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材を指すものである。)

7 建築物に吹付けられた石綿の管理・労働者を臨時に就業させる建築物における措置
(石綿障害予防規則第10条)

石綿障害予防規則では、次のとおり規定しています。

- (1) 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんに曝露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- (2) 事業者は、労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。
- (3) 労働者は、当該保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければなりません。
- (4) 事業所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんに曝露するおそれがあるときは(1)と同様の措置を講じなければなりません。

※「除去」、「封じ込め」及び「囲い込み」については、石綿等が使用されている建築物又は工作物の除去に係る法規制に従って適切に作業を行う必要があります。

8 問い合わせ先一覧

1. 労働安全衛生法、石綿障害予防規則に関する問い合わせ先

機関名	電話番号
栃木労働局（安全衛生課）	028-634-9117
宇都宮労働基準監督署	028-633-4251
足利 労働基準監督署	0284-41-1188
栃木 労働基準監督署	0282-24-7766
鹿沼 労働基準監督署	0289-64-3215
大田原労働基準監督署	0287-22-2279
日光 労働基準監督署	0288-22-0273
真岡 労働基準監督署	0285-82-4443

2. 大気汚染防止法、廃棄物処理法に関する問い合わせ先

機関名	電話番号
県環境保全課（大気汚染防止法に関すること。）	028-623-3188
県廃棄物対策課（廃棄物処理法に関すること。）	028-623-3154
県西環境森林事務所 環境対策課	0288-23-1000
県東環境森林事務所 環境対策課	0285-81-9002
県北環境森林事務所 環境対策課	0287-22-2277
県南環境森林事務所 環境対策課	0283-23-4445
小山環境管理事務所 環境対策課	0285-22-4309
宇都宮市環境保全課（大気汚染防止法に関すること。）	028-632-2407
宇都宮市廃棄物対策課（廃棄物処理法に関すること。）	028-632-2928

3. 建設リサイクル法に関する問い合わせ先

機関名	電話番号
県技術管理課	028-623-2421
宇都宮土木事務所 建築指導担当	028-626-3139
日光 土木事務所 建築指導担当	0288-53-1219
真岡 土木事務所 建築指導担当	0285-83-8308
栃木 土木事務所 建築指導担当	0282-23-3748
矢板 土木事務所 建築指導担当	0287-44-2187
大田原土木事務所 建築指導担当	0287-23-6615
烏山 土木事務所 建築指導担当	0287-83-1322
宇都宮市 都市開発部建築指導課	028-632-2573
足利市 都市建設部建築指導課	0284-20-2170
栃木市 都市建設部建築住宅課	0282-21-2627
佐野市 都市建設部建築指導課	0283-61-1167
鹿沼市 都市建設部建築指導課	0289-63-2430
小山市 都市整備部建築指導課	0285-22-9233
那須塩原市 建設部建築指導課	0287-62-7174

このしおりに関する問い合わせ先

栃木県環境森林部環境保全課 大気環境担当

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 電話 028-623-3188